



平成 23 年 10 月 6 日

各 位

ガイアホールディングス株式会社

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号

(コード番号：3727 東証マザーズ)

代表者 代表取締役 鈴木 智也

問合せ先 取締役 伊藤 洋

電話番号 03-5286-8436

株式分割、単元株制度の採用及び 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年10月6日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用、並びに平成23年11月24日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式分割の実施及び単元株制度の採用

1. 目的

当社は、当社と株式会社ジー・モード（以下「ジー・モード」といいます。）との株式交換（以下「本株式交換」といいます。本株式交換の詳細につきましては、当社及びジー・モードが平成 23 年 10 月 6 日付にて公表いたしました「ガイアホールディングス株式会社による株式会社ジー・モードの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照下さい。）に伴いジー・モード株主様に対する割当株式に端数株式が多数発生することを極力回避するために、また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式分割の実施

(1) 分割の方法

平成 23 年 12 月 19 日（月）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 23 年 12 月 19 日（月）最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。

※ 本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

平成23年10月6日時点の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	101,364株
今回の分割により増加する株式数	10,035,036株
株式分割後の発行済株式総数	10,136,400株
株式分割後の発行可能株式総数	35,000,000株

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

※ 「株式分割後の発行可能株式総数」は、本株主総会において、下記「Ⅱ. 本株主総会への『定款一部変更の件』の付議」に係る定款変更が決議された場合の数字となります。

(3) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成23年12月20日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前 行使価格	調整後 行使価格
平成13年12月27日臨時株主総会決議に基づく新株予約権	88,558円	886円
平成14年3月22日定時株主総会決議に基づく新株予約権	88,558円	886円
平成15年8月29日臨時株主総会決議に基づく新株予約権	66,667円	667円
平成16年3月23日定時株主総会決議1に基づく新株予約権	960,000円	9,600円
平成16年3月23日定時株主総会決議2に基づく新株予約権	1,027,279円	10,273円
平成17年3月23日定時株主総会決議1に基づく新株予約権	698,500円	6,985円
平成17年3月23日定時株主総会決議3に基づく新株予約権	1,350,000円	13,500円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の実施」の効力発生日である平成23年12月20日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

平成23年12月20日（火）（予定）

※ 上記の単元株制度の採用に伴い、平成23年12月15日（木）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「2. 株式分割の実施」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により当社定款の一部を変更いたします。ただし、下記定款変更は、本株式交換の効力発生日（平成23年12月20日の予定）付をもってその効力を生ずるものといたします。

- ① 当社の発行可能株式総数を変更するため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 発行可能株式総数に加え、株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>26万1300株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2613万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条(発行可能株式総数)の変更、第7条(単元株式数)の新設及び第8条乃至第45条の条数の繰下げの効力発生日は、平成23年12月20日とする。</u></p>

II. 本株主総会への「定款一部変更の件」の付議

1. 変更の目的

本株式交換の効力発生日をもって、当社は新たに株式を発行することとなり、当社の発行済株式総数が増加することから、将来の機動的な資金調達を可能にすることを目的として、定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を26,130,000株から増加し、35,000,000株に変更するものであります。

また、当社は、上記I. 記載のとおり、株式分割を実施するとともに単元株制度を採用いたしますが、それに伴い、会社法第189条第2項に基づき単元未満株式についての権利を定めるため、定款第8条（単元未満株主の権利の制限）を新設するものであります。

その他、第8条の新設に伴う条数の繰下げ及び上記各変更の効力発生日を定める附則第1条の変更を行うものであります。

2. 変更の条件

定款変更は、本株主総会において、「当社と株式会社ジー・モードとの株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、かつ、上記I. 「4. 定款の一部変更」記載の定款変更の効力が発生していることを前提として、本株式交換の効力発生日（平成23年12月20日の予定）付をもってその効力を生ずるものといたします。

3. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所)

上記Ⅰ.「4. 定款の一部変更」記載の 定款変更が効力を生じた後の定款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2613</u> <u>万株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第45条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 第6条(発行可能株式総数)の変更、第7条(単元株式数)の新設及び第8条乃至第45条の条数の繰下げの効力発生日は、平成23年12月20日とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3500</u>万 株とする。</p> <p>(<u>単元未満株主の権利の制限</u>) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、 <u>その有する単元未満株式について、次の</u> <u>各号に掲げる権利以外の権利を行使する</u> <u>ことができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げ</u> <u>る権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定によ</u> <u>る請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株</u> <u>式の割当ておよび募集新株予約権の</u> <u>割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 第6条(発行可能株式総数)の変更、第7 条(単元株式数)の新設、<u>第8条(単元未</u> <u>未満株主の権利の制限)の新設及び第9条乃</u> <u>至第46条の条数の繰下げの効力発生日</u> <u>は、平成23年12月20日とし、本附則は</u> <u>同条の効力が発生した後、これを削除す</u> <u>る。</u></p>

Ⅲ. 日程

取締役会決議日	平成23年10月6日(木)
臨時株主総会開催基準日公告日	平成23年10月7日(金)(予定)
臨時株主総会開催基準日	平成23年10月21日(金)(予定)
臨時株主総会開催日	平成23年11月24日(木)(予定)
株式分割基準日公告日	平成23年11月30日(水)(予定)
株式分割基準日	平成23年12月19日(月)(予定)
株式分割効力発生日	平成23年12月20日(火)(予定)
単元株制度の新設	平成23年12月20日(火)(予定)
定款変更の効力発生日	平成23年12月20日(火)(予定)

以上